

【令和３年第４回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和３年１１月３０日 総務委員長 斎藤 伸志

○「議案第１８８号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

＊人事委員会の給与に関する勧告の役割について

公務員は民間企業の就業者とは異なり、争議権や団体交渉権など憲法で定められた労働基本権が一部制約されているため、その代償措置として、人事委員会の給与に関する勧告により、社会一般の情勢に適応し、また、民間企業の給与と均衡した給与を確保するものである。本市職員の給与については、納税者や市民の理解を得る必要があることから、人事委員会が給与に関する勧告を行うことにより、民間企業と比較して適正な給与が確保されるものと認識している。

＊人事委員会の給与に関する勧告の内容について

職種別民間給与実態調査により、市内の民間企業の給与支払いの実態を踏まえた上で勧告がなされたものであり、月例給においては、民間給与との較差が７１円と極めて小さいことから改定は見送られ、期末手当においては、民間支給割合に比べ本市職員の支給月数が高いことから、０．１５月分の引下げを行う内容であった。

＊長時間勤務の是正に向けた取組について

長時間勤務の是正に関する報告及び意見は、「長時間勤務の是正は、喫緊の課題として継続的に取り組んでいく必要があり、任命権者においては、上限時間・月数を超えた時間外勤務の要因の調査、分析及び検証を行うとともに、管理監督者の適切なマネジメントの下、長時間勤務の是正に努められたい。」との内容であった。是正に向けた取組として、定時退庁日の実施、業務負荷の大きい職場に対する全庁を挙げた応援体制の確保による業務の平準化等の取組を進めている。

＊所得の引下げによる経済への影響に関する見解について

公務員の給与については、地方公務員法に規定されている均衡の原則に基づき、民間企業の給与水準等を考慮して支給されるものとなっている。期末手当の引下げについては、職種別民間給与実態調査により、市内の民間企業の給与支払いの実態を踏まえた上で勧告がなされたものであるため、速やかに実施する必要があるものと認識している。

＊公務員と民間企業の給与が共に低下し続けることへの見解について

公務員の給与については、人事委員会における職種別民間給与実態調査に基づいてなされた勧告を適切に受け止め、対応することが必要であると認識している。

＊コロナ禍で長時間勤務が続いた職員の期末手当を減額することへの見解について

コロナ禍において、病院や保健所等は厳しい労働環境下にあったものと認識しているが、医療従事者等の新型コロナウイルス陽性者と接する職員については、特殊勤務手当を別途支給しているところである。期末手当については、人事委員会の給与に関する勧告を尊重して対応する必要があると考えている。

《意見》

- * 人事委員会の給与に関する勧告は、労働基本権の一部が制約されている職員の代償措置として、給与や労働条件を保障するものでなければならない。また、コロナ禍によって厳しく落ち込んだ経済を立て直すためには可処分所得の拡大が必要であるため、賃金の引下げを行うべきではないと考える。さらに、公務員の賃金の引下げが民間企業の賃金の引下げを招き、民間企業の賃金の引下げが更なる公務員の賃金の引下げを招くという悪循環が生じる懸念がある。以上のことから、元来高額である特別職の期末手当の減額に反対するものではないが、一般職の職員の期末手当の減額には反対の立場であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決